

令和7年10月7日

## 公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

### 1. 調達内容

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 調達番号     | 附図003                                  |
| (2) 調達件名及び数量 | Thieme化学系ジャーナルコレクションの利用 一式             |
| (3) 納入期限     | 令和8年12月31日                             |
| (4) 納入場所     | 大阪府豊中市待兼山町1番4号<br>国立大学法人大阪大学附属図書館総合図書館 |

### 2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-4  
国立大学法人大阪大学 附属図書館 学術情報整備課 学術情報収集班  
電話 06-6850-5064
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和7年10月16日 17時15分

### 4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

## 見 積 書

調達番号：附図003

調達件名：Thieme化学系ジャーナルコレクションの利用 一式

見 積 金 額	金	円也
(内訳)		
特定課税仕入れ対象額	金	円也
国内取引課税対象額	金	円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所  
会 社 名  
氏 名  
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

# 契 約 書 (案)

件名 Thieme 化学系ジャーナルコレクションの利用 一式

## 代金額

電子ジャーナル利用料	金	円也 (消費税別)	
手 数 料	金	円也 (うち消費税及び地方消費税額	円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。なお、上記に定める電子ジャーナル利用料に係る取引については、消費税法第2条第1項第8号の4に規定される「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当するため、発注者に消費税の納税義務が課されるものである。

発注者 国立大学法人大阪大学 附属図書館長 宮本 陽一と受注者 との間において、上記の Thieme 化学系ジャーナルコレクション (以下「電子ジャーナル」という。) の利用について、上記の代金額で、次の条項によって契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、Thieme Publishing Group のプラットフォームからインターネットを經由して提供する電子ジャーナルを、発注者の利用に供するため手配するものとし、発注者はその対価として利用代金を支払うものとする。

第2条 発注者は、インターネットを經由し、学内 LAN に接続した端末から、随時接続して電子ジャーナルに関するすべての情報を受け取ることができるものとする。

第3条 電子ジャーナルの提供期間は、令和8年1月1日から令和8年12月31日までとする。

第4条 利用代金は、利用開始の確認後、令和8年4月末日までに支払うものとする。

第5条 請求書は、国立大学法人大阪大学附属図書館学術情報整備課学術情報収集班に送付すべきものとする。

第6条 受注者は常に電子ジャーナルの安定的な利用に努めるものとし、最新の情報を Thieme Publishing Group から提供できるよう手配するものとする。

第7条 受注者は、発注者から電子ジャーナルの利用に異常がある旨申し出があった場合、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとする。また、受注者は、本件出版社の責に帰すべき事由により本電子ジャーナルが利用できなくなった場合は、合理的な範囲内で当該問題の解消又は軽減に努めるものとする。ただし、発注者のネットワーク環境に起因する、あるいは受注者の関知しない原因による異常についてはこの限りではない。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 この契約について必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第10条 この契約について発注者と受注者の間に紛争を生じたときは、発注者の所在地の所轄裁

判所の裁決によりこれを解決するものとする。

第 11 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者の間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 7 年 月 日

発注者

豊中市待兼山町 1 番 4 号

国立大学法人大阪大学

附属図書館長 宮本 陽一

受注者